

# やまなし労働

Yamanashi  
Roudou

- 仕事探し応援！合同就職面接会（富士東部） ..... 2
- 障害者雇用支援運動 ..... 3
- 「県民の日記念行事」の開催について ..... 4
- 労働安全衛生法が改正されます ..... 5
- 第4回ワーク・ライフ・バランスQ&A ..... 6

2014年 秋号 No.655

## 新卒未就職者等就業体験支援事業 OJT 受入事業所募集中

県では、平成26年春大学等を卒業、又は、大学等を卒業してから3年以内の未就職者を対象とした就職支援事業を、人材派遣会社に委託して実施しています。

委託先においては、紹介予定派遣契約を締結したうえで行うOJT研修受入企業を募集しています。

条件等の詳細のお問い合わせ、お申し込みについては、受入れる事業所の所在地によって、次の受託業者までお願いします。

※労政雇用課では受け付けていません。

◇事業名	「新卒未就職者等就業体験支援事業」
◇国中地域	受託業者 (株)パソナ 連絡先 電話番号 055-236-5011 事業関連 URL <a href="http://www.pasona.co.jp/pr/yamanashi/shinsotsu/">http://www.pasona.co.jp/pr/yamanashi/shinsotsu/</a>
◇富士・東部地域	受託業者 (株)アシストエンジニアリング 連絡先 電話番号 055-274-8117 事業関連 URL <a href="http://assisteng.net/mishuushoku.html">http://assisteng.net/mishuushoku.html</a>

## やまなし学生U・Iターン就職フェアを開催します。

県では、U・Iターン就職を希望する平成27年3月大学等卒業予定者の山梨県内への就職と、県内企業の人材確保を支援するため、「やまなし学生U・Iターン就職フェア」を開催します。

◇日時	平成26年9月29日(月)午後1時～4時(受付は午後0時30分～)
◇対象	求職者：平成27年3月大学等卒業予定者 企業：山梨県内に事業所・支店があり(予定を含む)、上記学生の採用予定がある企業
◇場所	マイナビビルム (東京都千代田区一ツ橋1-1-1 パレスサイドビル9階)
◇内容	企業ごとにブースを設け、学生が自由に企業ブースを訪問し、各企業の採用担当者と面談を行う(フリーガイダンス方式)。
◇参加方法	求職者：事前の申込み不要 企業：事前の申込みが必要
◇参加費用	無料(交通費等は参加者の御負担となります。)
◇問い合わせ	県労政雇用課 TEL 055-223-1562 FAX 055-223-1564

## 「ワーク・ライフ・バランス企業トップセミナー」の開催について

企業におけるワーク・ライフ・バランスを推進するため、企業経営者等を対象としたセミナーを開催します。ぜひご参加ください。

◇日時	平成26年11月下旬
◇場所	甲府市内(未定)
◇対象	企業経営者・人事労務担当者等(100名程度)
◇内容	県外及び県内の企業経営者等による自社の取組事例の紹介等
◇参加費用	無料
◇参加方法	事前にお申し込みください
◇問い合わせ	県労政雇用課 TEL 055-223-1561 FAX 055-223-1564

## 「仕事探し応援！合同就職面接会（富士吉田会場）」の開催について

県では、中高年齢者を含む一般求職者及び平成27年3月大学等卒業予定者等の県内への就職と県内企業の人材確保を支援するため、「仕事探し応援！合同就職面接会（富士吉田会場）」を開催します。

### ◇日時・場所

平成26年10月3日（金）午後1時～3時（受付は午後0時30分～）  
 ハイランドリゾートホテル&スパ（富士吉田市新西原5-6-1）

### ◇対象

#### ○求職者

一般求職者及び平成27年3月大学等卒業予定者等

#### ○企業

山梨県内に事業所・支店があり（予定を含む）、開催日時点において有効な県内を就業地とする「求人票」が管轄のハローワークに受理されている企業

### ◇内容

- (1) 求人企業による面接  
 (2) 各種相談コーナーの設置

### ◇参加方法

- ・求職者の方は、事前の申し込みは不要です。  
 ・企業の方は、事前の申し込みが必要です。

### ◇参加費用

無料

### ◇問い合わせ

県労政雇用課 TEL055-223-1562 FAX055-223-1564

## 中小企業処遇改善支援事業のご案内

県内の中小企業が人材育成、経営力改善、販路拡大、生産性の向上などを図りながら、同時に、賃金の引上げや非正規雇用従業員の正規雇用化など、在職者の処遇改善につなげる取り組みを支援するために、専門家を派遣します。ぜひご利用ください。

【派遣期間】平成27年3月末まで

【派遣回数】1中小企業につき、6回まで

【派遣費用】無料

【問い合わせ】県労政雇用課 TEL055-223-1561

## 平成26年春季賃上げ要求・妥結状況（最終結果）及び夏季一時金要求・妥結状況調査（最終結果）について

県労政雇用課では、県下の民間労働組合（中小企業94組合、大企業113組合）を対象に「春季賃上げ要求・妥結状況調査」及び「夏季一時金要求・妥結状況調査」を実施しました。最終結果の概要は次のとおりです。

春季賃上げ要求・妥結状況最終結果 - 産業別の状況（全体平均） -

分類名	要求状況			妥結状況		
	組合数	額(円)	率(%)	組合数	額(円)	率(%)
鉱業、採石業、砂利採取業・建設業	4	6,266	2.25	3	X	X
製造業	60	8,027	2.78	58	6,239	2.09
電気・ガス・熱供給・水道業	1	X	X	0	0	0
情報通信業	5	9,428	3.19	5	7,980	2.69
運輸業	9	8,644	2.86	8	6,448	1.99
卸売業、小売業	19	7,647	2.84	18	3,827	1.38
金融業、保険業・不動産業	1	X	X	1	X	X
サービス業、その他	21	23,382	8.22	19	5,859	2.01
合計	120	11,122	3.89	112	5,926	1.99

注1) 数値は、加重平均（組合員1人当たりの平均）で算出している。

注2) 組合数が3以下の場合は、X表示とする。

※詳しくは、ホームページをご覧ください

<http://www.pref.yamanashi.jp/rosei-koy/shunkichinageyoukyuudaketsusuiyoukyouyousasyuukeikaka.html>

夏季一時金要求・妥結状況最終結果 - 産業別の状況（全体平均） -

分類名	要求状況			妥結状況		
	組合数	額(円)	月数	組合数	額(円)	月数
鉱業、採石業、砂利採取業・建設業	5	645,594	2.17	5	638,663	2.14
製造業	61	690,553	2.34	61	647,262	2.19
電気・ガス・熱供給・水道業	0	0	0	0	0	0
情報通信業	6	730,671	2.35	6	721,277	2.31
運輸業	10	774,207	2.44	10	640,390	2.06
卸売業、小売業	15	562,858	2.18	15	462,307	1.79
金融業、保険業・不動産業	4	528,975	1.94	4	383,876	1.40
サービス業、その他	17	585,782	2.14	17	432,254	1.58
合計	118	664,549	2.29	118	590,053	2.02

注1) 数値は、加重平均（組合員1人当たりの平均）で算出している。

注2) 組合数が3以下の場合は、X表示とする。

※詳しくは、ホームページをご覧ください

[http://www.pref.yamanashi.jp/rosei-koy/kakiichijikin\\_tyosakekka.html](http://www.pref.yamanashi.jp/rosei-koy/kakiichijikin_tyosakekka.html)

## 山梨県労働者就業実態調査（従業員調査）結果について

県労政雇用課では、「働きやすい職場環境づくり」に向けた施策立案の基礎資料を得るため、県内事業所における労働者の雇用の実態や意識等に関する調査を実施しました。

主な調査結果は次のとおりです。

### 仕事と家庭の両立について

○事業所に望むことは、「管理職の意識改革を行う」が38.6%と最も多く、次いで「無駄な業務・作業を減らす」が36.3%、「トップがリーダーシップを発揮する」が27.7%、「管理職以外の従業員の意識改革を行う」が23.6%となり、企業全体での意識改革への取り組みを望む回答が多かった。

○育児休業の利用状況については、「利用したことがある」が8.3%、「利用したい」が58.4%となった。

また、「利用したいとは思わない」が25.2%となり、その理由は、「経済的に苦しくなるから」が38.7%と最も多く、次いで「休業中の代替要員が確保できないから」が31.8%と、両立の難しさがうかがえた。

※詳しくは、ホームページをご覧ください。

[http://www.pref.yamanashi.jp/rosei-koy/h25\\_jittai.html](http://www.pref.yamanashi.jp/rosei-koy/h25_jittai.html)

# 平成26年度 障害者雇用支援運動

山梨県では、障害者の雇用の促進と安定を図るため、障害のある方自身の意欲の喚起と、県民の皆様、とりわけ事業主の方の関心と理解を一層深めること目的として、障害者雇用支援運動を実施します。

- ◇期間 平成26年9月1日(月)～10月31日(金) (9月は、国の「障害者雇用支援月間」です)
- ◇主催 山梨県、(独)高齢・障害・求職者雇用支援機構 山梨障害者職業センター
- ◇後援 山梨労働局・公共職業安定所

## 主な実施事業

### ●平成26年度障害者雇用優良事業所等表彰式

開催日：平成26年9月12日(金) 午後2時から  
 会場：山梨職業訓練支援センター(ポリテクセンター山梨)(甲府市中小河原町403-1)  
 内容：障害者雇用優良事業所、優秀勤労障害者等表彰

### ●第34回山梨県障害者技能競技大会～アビリンピックやまなし2014～

開催日：平成26年10月5日(日) 午前9時から  
 会場：山梨職業訓練支援センター(ポリテクセンター山梨)(甲府市中小河原町403-1)  
 内容：職業技能競技7職種、生活余暇技能競技1職種、技能デモンストラーション1職種  
 申込：平成26年9月1日(月)まで ※詳細はお問い合わせください。

### ●障害者雇用啓発キャンペーン

障害者雇用を促進するための啓発キャンペーンとして、JR甲府駅頭キャンペーンや県下市町村巡回キャンペーンを実施します。

問い合わせ先 県産業人材課 055-223-1566

# 能力開発セミナーのご案内

受講者募集

## 平成26年9月～26年11月 開講分

本セミナーは、働く皆さんの能力開発や企業の人材育成をお手伝いするものです。職業に必要な知識や技能の向上、資格取得等を目的とした講座を実施しています。さらに、能力開発に関する相談も受け付けています。

県立産業技術短期大学校塩山キャンパス TEL0553(32)5202	
コース名	実施月 時間帯 受講料(円)
ASP、NET入門	9月 昼 3,400
ISO9000シリーズ内部監査員養成コース 第2回	9月 昼 2,100
初心者のためのパソコン	9月 夜 2,100
品質管理の基礎	10月 昼 2,100
ワード基礎 第2回	10月 夜 2,100
ワード応用 第2回	10月 夜 2,100
エクセル基礎 第2回	11月 夜 2,100
エクセル応用 第2回	11月 夜 2,100

  

県立峡南高等技術専門学校 TEL0556(22)3171	
コース名	実施月 時間帯 受講料(円)
エクセルビジネス活用関数テクニック	9月 夜 2,100
スマホ&タブレット入門	9月 夜 2,100
松の整姿剪定	10月 昼 2,100
ワード基礎&エクセル基礎	10月 夜 2,100
ホームページ開設	11月 夜 2,100
税務の実務	11月 夜 2,100

県立産業技術短期大学校都留キャンパス TEL0554(43)8911	
コース名	実施月 時間帯 受講料(円)
エクセル応用	9月 夜 2,100
商業簿記入門【I】【II】 ※2講座を一括開講	9・10月 夜 4,200
初心者のためのパソコン 第2回	10月 夜 2,100
接客・応対のための英会話	10月 夜 2,100
パワーポイント(プレゼンテーション)	10・11月 夜 2,100
品質管理の基礎	11月 昼 2,100
アクセス基礎・応用 ※2講座を一括開講	11・12月 夜 4,200

  

県立就業支援センター TEL055(251)3210	
コース名	実施月 時間帯 受講料(円)
社会保険実務講座	9月 夜 2,100
経理実務講座 入門編	9月 夜 2,100
業務効率アップのためのオフィス活用講座Ⅰ・Ⅱ ※2講座を一括開講	9・10月 夜 4,200
介護福祉士試験対策講座Ⅰ(「人間と社会」関連)	9・10月 夜 2,100
介護福祉士試験対策講座Ⅱ(「こころからだ」関連)	10月 夜 2,100
介護福祉士試験対策講座Ⅲ(「介護」関連)	11月 夜 2,100
会計ソフト入門講座	10月 夜 2,100
エクセル応用講座	10・11月 夜 2,100
日商簿記2級試験対策講座	10・11月 夜 2,100
ワードビジネス応用テクニック	11月 夜 2,100
ISO9000シリーズ内部監査員養成講座	11月 昼 2,100
建築CAD講座	11・12月 夜 2,100

※申込受付は、講座開始日の2ヵ月前からです。あらかじめ、電話等で応募状況を確認してください。  
 ※時間帯については、原則として昼:9時～16時/夜:18時～21時ですが、施設・コースによって異なる場合がありますので、よくご確認ください。

※このほかの講座情報や、申込方法については、山梨県のホームページをご覧ください。 <http://www.pref.yamanashi.jp/sangyo-jin/index.html>  
**【お問い合わせ先】** 県産業人材課 人材育成担当 TEL: 055-223-1567

# がん検診を受けましょう!

山梨県では年間約5,500の方ががんと診断され、約2,500の方ががんで亡くなっています。ご存じのように、がんは早期に発見され、適切な治療が施されれば、治る確率はかなり高くなる病気です。しかし、早期には自覚症状がほとんどないので、できるだけ早い段階でがんを発見するためには、定期的ながん検診を受診することが最も有効な手段となります。

がん検診は、お住まいの市町村や職場などで受診することができます。年に1度受診することが推奨されています。国の指針に基づき、科学的に効果が証明されているがん検診は、以下の5つのがん検診です。大切な人のため、自分のためながん検診を定期的を受診しましょう。

### ◆国が推奨しているがん検診の対象年齢と検診間隔です◆

 <b>胃がん検診</b> 胃バリウム検診 対象年齢：40歳以上 受診間隔：年1回	 <b>大腸がん検診</b> 便潜血反応 対象年齢：40歳以上 受診間隔：年1回	 <b>肺がん検診</b> 胸部レントゲン 喫煙者は併せて痰液検査 対象年齢：40歳以上 受診間隔：年1回	 <b>乳がん検診</b> 視触診 マンモグラフィ検査 対象年齢：40歳以上 受診間隔：2年に1回	 <b>子宮頸がん検診</b> 細胞診 対象年齢：20歳以上 受診間隔：2年に1回
--	---	---	---	--

### ◆9月はがん征圧月間です◆

がんは患者本人だけでなく、自分と自分の大切な家族の生活にもいろいろな影響を及ぼします。がんに対する知識を深め、日頃からがんを予防する食生活・生活習慣を実践できるよう、この機会に見直してみたいはいかがでしょうか。

**お問い合わせ先**  
 山梨県福祉保健部健康増進課 055-223-1497

山梨のがん情報 **検索**

## 『県民の日記念行事』の開催について

県では、県民が郷土について理解と関心を深め、ふるさとを愛する心をはぐくみ、共に次代に誇りうるより豊かなふるさと山梨を築きあげていくことを期する日として、「県民の日」を設けています。

「県民の日記念行事」では、市町村やNPO、ボランティア団体、企業などが県内特産品をはじめとした多数の展示や体験・相談コーナーを設けたり、活動の発表を行います。

【小瀬会場】日 時：平成26年11月15日（土）、16日（日） 午前10時～午後3時30分 場 所：小瀬スポーツ公園  
 【富士吉田会場】日 時：平成26年10月11日（土） 午前9時30分～午後3時 場 所：富士山アリーナ

●問い合わせ先／県民の日記念行事実行委員会（県民生活・男女参画課内） TEL055-223-1350

## 『ライフデザイン研修講師派遣事業』の講師派遣を希望する団体の募集について

県では、主に仕事中心の男性の働き方を見直し、結婚や家事・育児に対する意識改革などを図るための研修会等への講師派遣事業を実施します。県内の大学、企業、NPO等の団体で下記内容の研修会等を開催する際にぜひご活用ください。

### ●対象となる研修会等

県内の大学、各種・専修学校、企業、経済団体、教育・福祉関係の事業所、NPO等の活動団体などが主催する主に仕事中心の男性の働き方を見直し、結婚や家事・育児に対する意識改革などを図るための研修会等で、次の要件に該当するもの。

○山梨県内で開催 ○県内居住・通勤（通学）者対象 ○参加者が概ね20人以上 ○講演時間が概ね60分～150分

### ●派遣する講師

研修会等の内容に応じて、専門家を選定のうえ派遣します。（講師の謝金・旅費は県が負担。）

### ●申請方法等

所定の申請書に必要事項を記入して県民生活・男女参画課に申請してください。

\*予算の範囲内で先着順とさせていただきます。

\*その他詳細は県HPに掲載されている要綱・要領をご覧ください。下記問い合わせ先にご連絡ください。

●問い合わせ先／県民生活・男女参画課男女共同参画担当 TEL055-223-1358

山梨労働局からの  
お知らせ

## パパの育児休業取得は会社にとってもプラスです！

男性の育児休業取得を進めることは、企業にとっても、職場内での業務の改善や働き方を見直しが進み、労働時間の短縮によるコスト削減などの効果が期待されます。

また、男性の育児参加時間が長いほど第二子以降の出生率が高いという調査結果があります。

### 男性の育児参加を進める企業に対する支援

#### ◆助成金による支援例

両立支援等助成金（中小企業両立支援助成金代替要員確保コース）中小企業における育児休業取得者の代替要員を確保し、育児休業取得者の復帰を支援します。支給金額は対象労働者一人あたり15万円です。

※詳しい説明はこちら → [http://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/kodomo/shokuba\\_kosodate/ryouritsu01/index.html](http://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/kodomo/shokuba_kosodate/ryouritsu01/index.html)

#### ◆くるみん税制

男性の育児休業取得に係る基準を含む一定の基準を満たした企業については、次世代育成支援対策推進法に基づく厚生労働大臣の認定を受けることができます。

認定を受けると、商品等にマーク（愛称くるみん）を表示でき、建物等の割増償却ができる税制優遇措置を受けることができます。

※詳しい説明はこちら → <http://www.mhlw.go.jp/bunya/koyoukintou/pamphlet/dl/29.pdf>

#### ◆好事例の紹介

・「イクメン・プロジェクト」企業の事例紹介 [http://ikumen-project.jp/wlb\\_company.html](http://ikumen-project.jp/wlb_company.html)

・「男性社員が育児参加しやすい職場づくりガイドブック」 <http://ikumen-project.jp/pdf/guidebook.pdf>

育児休業期間中の雇用保険料（※）・社会保険料の事業主負担はありません。  
 （※ただし、育児休業期間中に給与が支払われれば、雇用保険料の事業主負担が発生します。）

☆育児休業制度や企業に対する支援に関するお問い合わせは 山梨労働局雇用均等室（TEL 055-225-2859）

## 石綿にばく露する業務に従事していた労働者の方へ

### ～石綿関連疾患の労災補償制度等について～

肺がん（原発性）や中皮腫等を発症し、それらが業務により石綿にさらされたことが原因であると認められた場合には、労災保険給付を受けることができます。また、労災保険の遺族補償給付の支給を受ける権利が時効により消滅したご遺族の方は、特別遺族給付金を受けることができます。なお、詳細については、下記の厚生労働省ホームページをご覧ください。都道府県労働局の労災補償課及び労働基準監督署にご相談ください。

厚生労働省ホームページ <http://www.mhlw.go.jp/> お問い合わせ先 山梨労働局労働基準部労災補償課 電話055-225-2856

## 山梨医療労務管理相談コーナーをご活用下さい

### ～医療労務管理アドバイザー（社会保険労務士）がお手伝いいたします～

医療機関及び医師や看護職員からの労働基準法等の労働関係法令に関するご照会や労務管理全般の御相談に対応いたします。例えば、

●勤務シフトの見直しなど労働時間管理に関するアドバイス ●就業規則の作成、変更に関するアドバイス ●賃金制度の設計に関するアドバイス ●メンタルヘルス対策等含めた安全衛生管理に関するアドバイス ●福利厚生制度に関するアドバイス

など労務管理全般に関するアドバイスなどをご利用になれます。また、労働基準法など労働基準関連法令の内容のお問い合わせや労務管理全般に関する相談を行っていただけます。

個別支援や相談のご利用等についてのお問い合わせは下記にお寄せ下さい。

#### <事業実施者> 山梨医療労務管理相談コーナー

所在地 甲府市酒折1丁目1-11 日星ビル 山梨県社会保険労務士会内

開所日 土曜・日曜日・祝日・夏季休暇（8/13～8/15）及び年末年始（12/29～1/4）を除く毎日

開所時間 午前9時～午後5時 電話 055-225-2071 FAX 055-244-6065

詳細につきましては、山梨労働局監督課 055-225-2853にお尋ねください。

## 労働安全衛生法が改正されます

化学物質による健康被害が問題となった胆管がん事案の発生や、精神障害を原因とする労災認定件数の増加など、最近の社会情勢の変化や労働災害の動向に即応し、労働者の安全と健康の確保対策を一層充実するため、労働安全衛生法が改正されます。

改正項目

- 1 化学物質について、リスクアセスメントの実施が事業者の義務になります
- 2 ストレスチェックの実施等が事業者の義務となります
- 3 受動喫煙防止措置が事業者の努力義務となります
- 4 重大な労働災害を繰り返す企業に対し、大臣が指示、勧告、公表を行う制度が導入されます
- 5 法第88条第1項に係る労働基準監督署への届出を廃止します
- 6 電動ファン付き呼吸用保護具が型式検定、譲渡制限の対象となります
- 7 外国に立地する機関も検査・検定機関として登録ができるようになります

改正項目は、平成26年中から平成28年6月までの間に順次施行されます。

詳しくは、厚生労働省のホームページをご覧ください。http://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/koyou\_roudou/roudoukijun/anzen/an-eihou



## 山梨県若者サポートステーションからのお知らせ

山梨県若者サポートステーション（略称サポステ）は、働く意欲のある者の就労支援を、次の宣言のもとに応援しています。

### 「若者就活応援宣言」 ～「働きたい」をカタチにしようよ！～

- 応援宣言 1. 働くことに踏み出せない若者を全力で応援します。
- 応援宣言 2. 15歳～39歳の若者と保護者を応援します。  
中退者についても、進路決め等の支援をします。
- 応援宣言 3. 個別に就労支援カウンセリングを行い、応援します。
- 応援宣言 4. 次のセミナー・プログラム等を実施します。
- ・ なっちゃん就職セミナー（ビジネスマナー等を実践的に学びます）
  - ・ 就活に役立つ社会人基礎講座（知って得する就活術を教えます）
  - ・ 元気になる生活リズムUP講座（生活リズムの立て直しをします）
  - ・ CSTプログラム（挑戦する意欲・集中力・協調力を養います）
- 応援宣言 5. 職業適性診断を行い、就労につながるよう、応援します。
- 応援宣言 6. 家族でできるキャリア支援の情報を提供し、応援します。

相談は無料



若者の就職相談パートナー（サポステ）へお気軽にご相談ください。  
 ☆ 山梨県立青少年センター リバース和戸館内（甲府市川田町 517 番地）  
 ☆ 受付時間 / 火曜日～土曜日（9：00～17：00）青少年センター休館日を除く  
 ☆ TEL / FAX：055-230-2239 ☆ URL：http://www.y-apoaute.com



## 公益財団法人21世紀職業財団からのお知らせ



厚生労働省 委託事業

### パワーハラスメント対策取組支援セミナー

近年、職場内のいじめや嫌がらせなどの相談件数が増加しています。2012年度に厚生労働省が行った「職場のパワーハラスメントに関する実態調査」では、従業員の約4人に1人が過去3年間にパワーハラスメントを受けたことがあると回答しています。

職場のパワーハラスメントは、職場環境の悪化、従業員の士気低下による生産性の低下や、問題解決までの時間・労力・コストの負担など企業にとって大きなマイナス影響を及ぼします。

パワーハラスメント予防・解決に向けて企業全体で取り組み、快適な職場環境の実現を目指しましょう。

日時 2014年11月11日（火）  
14：00～16：00

受講料 無料

場所 甲府商工会議所 201会議室（2階）

対象 事業主、企業及び労働組合ご担当者など  
先着60名

主催 公益財団法人21世紀職業財団

後援 山梨県 山梨県経営者協会  
山梨県中小企業団体中央会

開講挨拶 山梨労働局

#### カリキュラム

##### ① 講義

「職場のパワーハラスメント対策ハンドブック」をテキストにパワーハラスメントの現状、パワーハラスメントの予防と解決、各企業の取組事例の紹介などを行います。

##### ② グループ討議

パワーハラスメント対策の取組状況や課題などについて討議を行い、他の企業の参加者と情報交換を行います。※当日会場にてテキストを無料配布します。

#### 申込方法

厚生労働省ポータルサイト「あかるい職場応援団」

(http://www.no-pawahara.mhlw.go.jp/)

「パワーハラスメント対策取組支援セミナー」（無料）のご案内からweb申込み

問合せ 03-5844-1663 尾西 田中

## 薬物乱用は「ダメ。ゼッタイ。」

薬物には、強い「依存性」があります。薬物乱用は、たとえ1回でも「ダメ。ゼッタイ。」です。

また、薬物乱用を防止するために大切なのは、それを許さない社会環境づくりです。

事業所内でも、勤労青少年福祉推進者等が中心となり、青少年が薬物乱用に走らないよう知識の普及を図りましょう。



（勤麻薬・覚せい剤乱用防止センター）

# ワーク・ライフ・バランス Q&A

## 第4回

Q ワーク・ライフ・バランスで豊かな人生になるって本当？

A 仕事でも生活でも目標を持って取り組むことが豊かな人生の第一歩となります。

人は何を目的に働くのでしょうか。それは、人は皆、幸せを求めて自己実現の夢を持っており、やりがいや充実感を感じながら働き、仕事上の責任を果たすとともに、家庭や地域生活においても、各自の生活ニーズが満たされることを願っているからです。

企業はなぜワーク・ライフ・バランスに取り組むのでしょうか。それは、人口減少時代において、企業の活力や競争力の源泉である有能な人材を確保し、戦力として活躍し、自社に定着してくれることを願っているからです。

日本では、ワーク・ライフ・バランスが実現した姿として、下記の3つの柱と数値目標を定め、2020年までの達成を目指して官民一体となって取り組んでいます。

### ワーク・ライフ・バランス（仕事と生活の調和）が実現した社会の姿

構成する3つの柱

#### 1. 就労による経済的自立が可能な社会

経済的自立を必要とする者とりわけ若者がいきいきと働くことができ、かつ、経済的に自立可能な働き方ができ、結婚や子育てに関する希望の実現などに向けて、暮らしの経済的基盤が確保できる。

#### 2. 健康で豊かな生活のための時間が確保できる社会

働く人々の健康が保持され、家族・友人などとの充実した時間、自己啓発や地域活動への参加のための時間などを持つ豊かな生活ができる。

#### 3. 多様な働き方・生き方が選択できる社会

性別や年齢などにかかわらず、誰もが自らの意欲と能力を持って様々な働き方や生き方に挑戦できる機会が提供されており、子育てや親の介護が必要な時期など個人の置かれた状況に応じて多様で柔軟な働き方が選択でき、しかも公正な処遇が確保されている。

#### 数値目標

就業率 20～64歳 74.7% (2010) → 2020年 80%  
25～44歳女性 66.6% (2010) → 2020年 73%  
60～64歳 57.1% (2010) → 2020年 63%  
フリーターの数 約183万人 (2010) → 2020年 124万人

週労働時間60時間以上の雇用者の割合 9.4% (2010) → 2020年 10.0% (2008年) から5割減  
年次有給休暇取得率 48.1% (2010) → 2020年 70%

第1子出産前後の女性の継続就業率 37.9% (2005～2009年) → 2020年 55%  
男性の育児休業取得率 1.38% (2010) → 2020年 13%  
男性の育児・家事時間 60分/日 (2006) → 2020年 2時間30分/日

寄稿

人材多様性経営を支援する  
公益財団法人21世紀職業財団

## 平成26年度 企業ワークショップのご案内

独立行政法人高齢・障害・求職者雇用支援機構山梨高齢・障害者雇用支援センターでは、高齢者等の雇用の促進を図ることを目的に、事業主の皆様に対し各種支援を行っています。

今般、山梨県内における高齢者雇用の先進的な企業の取組内容の紹介を含む、より具体的で実践的な情報を提供し、生涯現役社会の実現に向けた高齢者雇用の疑問や課題に対するヒントを探る場を提供するため、ワークショップを開催いたします。

- 開催日時 平成26年10月28日(火) 13:15～
- 対象者 どなたにもご参加いただけます。お気軽にご参加ください。
- 募集定員 30名  
(先着順に受け付けさせていただきます。)
- 会場 山梨職業訓練支援センター(ポリテクセンター山梨)
- 受講料 無料
- 申込方法 受講申込書に必要事項を記入の上、郵送またはFAXにてお申し込みください。

受講申込書はこちら  
([http://www.jeed.or.jp/location/ks/yamanashi/19\\_yamanashi.html](http://www.jeed.or.jp/location/ks/yamanashi/19_yamanashi.html))  
7 申込期限 平成26年10月21日(火)  
8 申込先 山梨高齢・障害者雇用支援センター  
〒400-0031  
甲府市丸の内2-7-23 鈴与甲府ビル1F  
TEL 055-236-3163  
FAX 055-236-3161

## 労使紛争の解決援助制度をご利用ください!

山梨県労働委員会では、労働者や労働組合と会社との間に解雇や雇止め、労働条件の不利益変更などについての紛争が生じ、自主的解決が困難な場合、労働委員が間に入り、話し合いによる紛争の解決援助を行っています。

### 解決事例紹介

会社Y1の正社員 労働者Xは、あるとき年俸制導入に伴い、月例の給料が上り残業代が不支給になった。その後、Xは、Y1の子会社Y2に取締役部長として転籍したが、Y1社の部長も兼務していた。その後Y1・Y2社の就業規則が改正されたが、退職金規程の廃止については労使に争いがあった。その後Xは自己都合で退職し、退職金の額(取締役部長の期間を退職金の算定期間に含めるか)についてY1・Y2社と複数回交渉したが合意できなかったため、Xは退職金の増額と合わせて年俸制導入後の残業代の支払を求めて本労働委員会にあっせん申請した。

Y1・Y2社は残業代の支払いについては拒否したが、退職金と慰労金である程度の金額は出す用意があるとのことだった。Xの求める金額と差があったため、あっせん員が説得を行ったところ、Y1・Y2社は若干金額を上乗せした。Xは金額に不満であったが、あっせん員の説得によりあっせん案を受け入れ、解決となった。

労使紛争でお困りの方は、山梨県労働委員会事務局(TEL 055-223-1827)までご相談ください。

「やまなし労働」に対するご意見、ご感想をお待ちしております。

### 山梨県産業労働部労政雇用課

〒400-8501 甲府市丸の内1-6-1 TEL 055-223-1563 FAX 055-223-1564  
ホームページアドレス: <http://www.pref.yamanashi.jp/rosei-koy/index.html>  
E-mail: [rosei-koy@pref.yamanashi.lg.jp](mailto:rosei-koy@pref.yamanashi.lg.jp)